

新	旧
<p>(送達の実務)</p> <p>2 の 4 - 3 法第 2 条の 4 の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。</p> <p>(1) 通関業者が業務を行っている場合においては、その通関業者に送達して差し支えない。 <u>ただし、「関税の加算税賦課決定通知書」(C - 1045) の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。</u></p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(指定等の通知)</p> <p>7 の 6 - 3 指定申請書に記載された貨物で、その提出の日前一年間において、法第 7 条の 6 第 4 項((指定の申請))に規定する修正申告等があったとき(同項に規定する過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税が課されたときに限る。 (後記 7 の 7 - 2 ((貨物指定の取消し手続)) において同じ。) は、当該貨物について法第 7 条の 2 第 1 項((申告の特例))の指定をしないものとする。</p> <p>令第 4 条の 7 第 2 項((指定又は不指定の通知))の規定に基づく指定又は不指定の申請者への通知は、「貨物指定書」(C - 9110) 又は「貨物不指定書」(C - 9120)(以下この節において「指定書等」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>指定書等の交付は、指定申請書を受理した日から 3 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 3 月を超える場合には、事前にその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(加算税に係る賦課決定等の手続)</p> <p>8 - 2 法第 8 条第 2 項((加算税に係る賦課決定の手続))の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1) <u>加算税(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この項から 8 - 9 までにおいて同じ。) に係る賦課決定を行おうとする場合には、令第 6 条第 2 項((加算税賦課決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した「関税の加算税賦課決定通知書」(C - 1045) 2 通(原本、通知用)(通関担当部門以外の部門の調査により賦課決定を行う場合には、1 通を加える。) を作成し、うち、1 通(原本) に「関税の加算税賦課決定明細書」(C</u></p>	<p>(送達の実務)</p> <p>2 の 4 - 3 法第 2 条の 4 の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。</p> <p>(1) 通関業者が業務を行っている場合においては、その通関業者に送達して差し支えない。 <u>ただし、加算税賦課決定通知書の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。</u></p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(指定等の通知)</p> <p>7 の 6 - 3 指定申請書に記載された貨物で、その提出の日前一年間において、法第 7 条の 6 第 4 項((指定の申請))に規定する修正申告等があったとき(同項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税が課されたときに限る。(後記 7 の 7 - 2 (貨物指定の取消し手続) において同じ。) は、当該貨物について法第 7 条の 2 第 1 項((申告の特例))の指定をしないものとする。</p> <p>令第 4 条の 7 第 2 項((指定又は不指定の通知))の規定に基づく指定又は不指定の申請者への通知は、「貨物指定書」(C - 9110) 又は「貨物不指定書」(C - 9120)(以下この節において「指定書等」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>指定書等の交付は、指定申請書を受理した日から 3 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 3 月を超える場合には、事前にその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(加算税に係る賦課決定等の手続)</p> <p>8 - 2 法第 8 条第 2 項((加算税に係る賦課決定の手続))の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1) <u>過少申告加算税又は無申告加算税に係る賦課決定を行おうとする場合には、令第 6 条第 2 項((加算税賦課決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した「関税の加算税賦課決定通知書」(C - 1045) 2 通(原本、通知用)(通関担当部門以外の部門の調査により賦課決定を行う場合には、1 通を加える。) を作成し、うち、1 通(原本) に「関税の加算税賦課決定明細書」(C - 1046) を添付して賦課決定の決議を行う。</u></p>

新	旧
<p>- 1046) を添付して賦課決定の決議を行う。</p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合、又は、同条第 4 項の規定に基づき加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う(この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。)</p> <p>ただし、後記 12 の 2 - 1 ((過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い)) の(5)に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>なお、法第 12 条の 2 第 6 項((累積増差税額))に規定する累積増差税額の算出にあつては、後記 12 の 2 - 1 の(5)に該当し、加算税が徴収されない場合でも、当該修正申告又は更正に基づき納付すべき税額は算入することとなるが、「<u>法第 12 条の 2 第 3 項に基づき、加算税が徴収されない場合には、当該修正申告又は更正により納付すべき税額は算入されないこととなるので、留意する。</u></p> <p>(隠ぺい又は仮装に該当する場合)</p> <p><u>12 の 4 - 1 法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項 ((重加算税)) に規定する「関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実がある場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる事実があること</u></p> <p>イ <u>仕入帳、総勘定元帳等の帳簿、発注書、往復文書等の原始記録、契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表等の証拠書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表等の決算関係書類その他輸入貨物の課税標準を明らかにする書類(以下この項において「帳簿書類」という。)を破棄又は隠匿していること</u></p> <p>ロ <u>帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む。以下この項において同じ。)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、意図的な集計違算等を行つていること</u></p> <p>ハ <u>特定の税率を適用するため、原産地証明書等証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該証明書の交付を受けていること</u></p> <p>ニ <u>税関長の輸入の許可を受けないで貨物を輸入しようとする</u></p>	<p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合、又は、同条第 4 項の規定に基づき加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う(この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。)</p> <p>ただし、後記 12 の 2 - 1 ((過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い)) の(5)に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>なお、法第 12 条の 2 第 6 項((累積増差税額))に規定する累積増差税額の算出にあつては、後記 12 の 2 - 1 の(5)に該当し、加算税が徴収されない場合でも、当該修正申告又は更正に基づき納付すべき税額は算入することとなるが、「<u>法 12 条の 2 第 3 項に基づき、加算税が徴収されない場合には、当該修正申告又は更正により納付すべき税額は算入されないこととなるので、留意する。</u></p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p><u>(2) 事後調査の際の具体的事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁等を行つたこと若しくは他の者に虚偽の答弁等を行わせたこと又はその他の事実関係を総合的に判断して、申告時において、例えば、上記(1)に掲げるようなことに該当していることが、合理的に推認できること</u></p> <p><u>(重加算税対象税額の計算)</u></p> <p><u>12 の 4 - 2 重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たつては、法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項((重加算税))及び令第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項((重加算税を課さない部分の税額の計算))の規定により、隠ぺいし、又は仮装されていない事実のみに基づいて計算した税額を控除して行うこととなるので、これに留意する。</u></p>	<p>(新規)</p>

旧

税関様式C第1040号

税関様式C第1040号

〔納税者住所氏名〕
 〇〇
 〇〇

〔代理人住所氏名〕
 〇〇
 〇〇

関税更正・決定・賦課決定通知書
(内閣府関税更正・決定・賦課決定通知書兼用)

更正・決定・賦課決定 第 〇〇 号
 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

下記の欄面に対する税額を課税法第 〇 条 第 1 項、関税通則法第 〇 条 第 1 項及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により下記のとおり決定したので、課税法第 〇 条 第 1 項、課税通則法第 〇 条 第 1 項及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により通知します。
 なお、この通知書により、納付すべき税額の合計額は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び当該税額に係る還差額は、平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日納期)までと同封の納税告知書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額及び還差税又は還付する金額の合計額表

区	納付すべき税額		戻		戻
	税	額	税	額	
区	納付すべき税額	税	戻	税	戻
の合計	納付すべき税額	税	戻	税	戻
運付する金額の額	納付すべき税額	税	戻	税	戻
分の合計	納付すべき税額	税	戻	税	戻

記

理由その他 附記事項	納税告知書の番号	号	告知の年月日	平成 年 月 日	納付すべき税額又は 還付する金額 (更正又は決定による 増減した税額又は 減少した税額)	法定納期限
					円	

理由その他
附記事項

納税告知書の番号

号

告知の年月日

平成 年 月 日

納付すべき税額又は
還付する金額
(更正又は決定による
増減した税額又は
減少した税額)

法定納期限

円

新

税関様式C第1040号

税関様式C第1040号

〔納税者住所氏名〕
 〇〇
 〇〇

〔代理人住所氏名〕
 〇〇
 〇〇

関税更正・決定・賦課決定通知書
(内閣府関税更正・決定・賦課決定通知書兼用)

更正・決定・賦課決定 第 〇〇 号
 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

下記の欄面に対する税額を課税法第 〇 条 第 1 項、関税通則法第 〇 条 第 1 項及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により下記のとおり決定したので、課税法第 〇 条 第 1 項、課税通則法第 〇 条 第 1 項及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により通知します。
 なお、この通知書により、納付すべき税額の合計額は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び当該税額に係る還差額は、平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日納期)までと同封の納税告知書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額及び還差税又は還付する金額の合計額表

区	納付すべき税額		戻		戻
	税	額	税	額	
区	納付すべき税額	税	戻	税	戻
の合計	納付すべき税額	税	戻	税	戻
運付する金額の額	納付すべき税額	税	戻	税	戻
分の合計	納付すべき税額	税	戻	税	戻

記

理由その他 附記事項	納税告知書の番号	第 号	告知の年月日	平成 年 月 日	納付すべき税額又は 還付する金額 (更正又は決定による 増減した税額又は 減少した税額)	法定納期限
					円	

理由その他
附記事項

納税告知書の番号

第 号

告知の年月日

平成 年 月 日

納付すべき税額又は
還付する金額
(更正又は決定による
増減した税額又は
減少した税額)

法定納期限

円

新

旧

税関様式C第1045号

税関様式C第1045号

税関様式C第1045号

(納税者) 住所氏名・名称 殿

過少申告 無申告 加算税賦課決定第 号

重 重

平成 年 月 日

(代理人) (税関官署の長)

住所氏名・名称 殿

関税の加算税賦課決定通知書

(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第 項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日(納期限)までに、同封の納付書により納付して下さい)。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額				理由その他付記事項
区 分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税	
納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	円	円	
	税	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	

(注)税額欄の 印は還付する金額であることを示す。

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき(減少する)加算税の額
(1)	関 税	過少・無申告加算税 () %	円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	円	円	円	円
		重加算税	円	円	円	円
		過少・無申告加算税 () %	円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	円	円	円	円
		重加算税	円	円	円	円
	消費 税 及 び 地 方 消 費 税	過少・無申告加算税 () %	円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	円	円	円	円
		重加算税	円	円	円	円
		過少・無申告加算税 () %	円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	円	円	円	円
		重加算税	円	円	円	円

税関様式C第1045号

(納税者) 住所氏名・名称 殿

過少申告 無申告 加算税賦課決定第 号

重 重

平成 年 月 日

(代理人) (税関官署の長)

住所氏名・名称 殿

関税の加算税賦課決定通知書

(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第 項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日(納期限)までに、同封の納付書により納付して下さい)。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額				理由その他付記事項
区 分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税	
納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	円	円	
	税	円	円	
	消費税・地方消費税	円	円	

(注)税額欄の 印は還付する金額であることを示す。

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額		この通知により納付すべき(減少する)加算税の額
				加算税の確定税額	既確定加算税額	
(1)	関 税	過少・無申告加算税 () %	0.000 円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	0.000 円	円	円	円
		重加算税	0.000 円	円	円	円
		過少・無申告加算税 () %	0.000 円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	0.000 円	円	円	円
		重加算税	0.000 円	円	円	円
	消費 税 及 び 地 方 消 費 税	過少・無申告加算税 () %	0.000 円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	0.000 円	円	円	円
		重加算税	0.000 円	円	円	円
		過少・無申告加算税 () %	0.000 円	円	円	円
		過少申告加算税(加算分) (5%)	0.000 円	円	円	円
		重加算税	0.000 円	円	円	円

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式C第1045号 2

税関様式C第1045号 2

税関様式C第1045号-2

関税の加算税賦課決定通知書(つづき)(その)

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき(減少する)加算税の額	
							円
()	関税	過少・無申告加算税	()	円 (× %)	円	円 (× -)	
		過少申告加算税(加算分)(5%)	()	円 (× 5%)	円		
		重加算税	()	円 (× %)	円	円 (-)	
		消費税	過少・無申告加算税	()	円	円	円
		消費税(加算分)(5%)	()	円	円		
		重加算税	()	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	消費税	過少・無申告加算税	()	円	円	円
		消費税(加算分)(5%)	()	円	円		
		重加算税	()	円	円	円	
		消費税	過少・無申告加算税	()	円	円	円
		消費税(加算分)(5%)	()	円	円		
		重加算税	()	円	円	円	

税関様式C第1045号-2

関税の加算税賦課決定通知書(つづき)(その)

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額	加算税の確定税額		この通知により納付すべき(減少する)加算税の額	
					円	円		
()	関税	過少・無申告加算税	0.000	円 (× %)	円	円 (+)	円 (-)	
		過少申告加算税(加算分)(5%)	0.000	円 (× 5%)	円	00		
		重加算税	0.000	円 (× %)	円	00	円 (-)	
		消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
	消費税及び地方消費税	消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
		消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
-	関税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円	
		過少申告加算税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
		消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
	消費税及び地方消費税	消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
		消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
-	関税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円	
		過少申告加算税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
		消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
	消費税及び地方消費税	消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	
		消費税	過少・無申告加算税	0.000	円	円	00	円
		消費税(加算分)(5%)	0.000	円	円	00		
		重加算税	0.000	円	円	00	円	

新

旧

税関様式C第1046号

税関様式C第1046号

税関様式C第1046号

過少申告
無申告 加算税賦課決定 第 号
重

関税の加算税賦課決定明細書
(内国消費税等の加算税賦課決定明細書兼用)

上記の過少申告・無申告・重加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告・重加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。

過少申告・無申告・重加算税の計算の基礎となる本税額の計算〔注1〕

輸入申告書の番号 及び申告年月日	受入科目	今回納付すべき(増 減)税額〔注1〕		課税 税額	課税 税額	正当な理由に 基づく税額	過少申告又は無申告 加算税の基礎となる税 額〔端数処理前〕	加算税の基礎 となる税額 〔端数処理前〕
		課税 税額	減税 税額					
()	関税	a	円 b	円 c	円 d	円 e	円 f	円 g
	税		円	円	円	円	円	円
	消費税及び 地方消費税		円	円	円	円	円	円
()	関税		円	円	円	円	円	円
	税		円	円	円	円	円	円
	消費税及び 地方消費税		円	円	円	円	円	円

〔正当な理由があると認めた事実〕

過少申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額の計算〔注1〕

受入科目	当初申告税額 (又は50万円)〔注2〕	累積増差税額差 〔注3〕	過少申告加算税(加 算分)対象税額〔端数 処理前〕〔注4〕	備考
() 関税	a	円 b	円 c	
税		円 d	円 e	
消費税及び 地方消費税		円 f	円 g	
() 関税		円 h	円 i	
税		円 j	円 k	
消費税及び 地方消費税		円 l	円 m	

〔注1〕 減額更正に基づき、加算税額を減額する場合、当明細書には本来納付すべきであった加算税額を算出し記載する。その際「今回納付すべき(増減)税額」の欄には「本来納付すべきであった(増減)税額」を記載する。

〔注2〕 当初申告に係る税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下端に当初申告税額を括弧書きで記載する。

〔注3〕 累積増差税額から、前回までの修正申告・更正又は決定により算出した「重加算税の基礎となる税額」及び「正当な理由に基づく税額」の累計額を減算した額を記載する。

〔注4〕 累積増差税額(c)と過少申告加算税の基礎となる税額(d)の合計が当初申告税額(h)を超えることとなる部分に相当する金額(h-d+a+l)について、この金額が加算税の基礎となる税額(c)を下回るときは、同欄には(c)に記載した金額を記載し、併せて同欄の下端に括弧書きで超えることとなる部分に相当する金額(h-d+a+l)を記載する。

税関様式C第1046号

過少申告
無申告 加算税賦課決定 第 号
重

関税の加算税賦課決定明細書
(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

上記の過少申告・無申告加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。

加算税の計算の基礎となる本税額〔端数処理前〕の計算

輸入申告書の番号 及び申告年月日	受入科目	納付すべき税額	正当な理由に 基づく税額	加算税の基礎 となる税額
()	関税	a	円 b	円 c (a-b)
	税	円	円	円
	消費税 地方消費税	円	円	円
()	関税	a	円 b	円 c (a-b)
	税	円	円	円
	消費税 地方消費税	円	円	円

〔正当な理由があると認めた事実〕

加算税の計算の基礎となる本税額〔端数処理前〕の計算

受入科目	当初申告税額 〔注1〕	累積増差税額	過少申告加算税 (加算分) 対象税額〔注2〕	備考
() 関税	a	b	f (c+a-d)	
税				
消費税 地方消費税				
() 関税	a	b	f (c+a-d)	
税				
消費税 地方消費税				

〔注1〕 当初申告税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下端に当初申告税額を括弧書きで記載する。

〔注2〕 累積増差税額(e)と加算税の基礎となる(c)の合計が当初申告税額を超えることとなる部分に相当する金額(f (c+a-d))について、この金額が加算税の基礎となる税額(c)を記載し、併せて同欄の下端に括弧書きで超えることとなる部分に相当する金額(f (c+a-d))を記載する。

新	旧
<p>関税の加算税賦課決定通知書(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)(C-1045)</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>「<u>過少申告</u>」</p> <p>(1) <u>無申告</u> 加算税賦課決定 第 号 の箇所は、処分の別により、 重 平成 年 月 日」</p> <p><u>不要の文字を抹消し、通知書の発遣番号(暦年ごとの一連番号)及び発送年月日を記載する。</u></p> <p><u>例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「無申告」及び「重」の文字を抹消する。</u></p> <p>(2) 通知書左上のあて先欄のうち納税者欄には、<u>過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付の起因となった関税の納税義務者である当該通知書の送達を受ける者の住所及び氏名(納税義務者が法人等である場合には、その名称)を記載する。</u></p> <p>(3) 標題の「<u>関税の加算税賦課決定通知書(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)</u>」の箇所には、<u>関税法第8条第3項((加算税の再賦課決定))に規定する再賦課決定を行う場合は、「賦課決定」の文字の前に「(再)」を挿入する。</u></p> <p>(4) 通知文本文中、条項の空白箇所及び「<u>過少申告・無申告・重</u>」の箇所は、その処分の別により、適用条項を記載するとともに、<u>不要の文字を抹消する。</u></p> <p><u>例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「・・・関税法第8条第2項、国税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第3項及び・・・」とし、関税の無申告加算税についてのみ再賦課決定を行う場合には、「・・・関税及び内国消費税等について、関税法第8条第3項、国税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第3項及び地方税法第72条の100第1項の規定・・・」とする。</u></p> <p>(5) 通知文のなお書中、「納付すべき税額又は還付する金額」の箇所は、処分</p>	<p>関税の加算税賦課決定通知書(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)(C-1045)</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>「<u>過少申告</u>」</p> <p>(1) <u>加算税賦課決定 第 号 の箇所は、処分の別により、 無申告 平成 年 月 日」</u></p> <p><u>不要の文字を抹消し、通知書の発遣番号(暦年ごとの一連番号)及び発送年月日を記載する。</u></p> <p><u>例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「無申告」の文字を抹消する。</u></p> <p>(2) 通知書左上のあて先欄のうち納税者欄には、<u>過少申告加算税又は無申告加算税の納付の起因となった関税の納税義務者である当該通知書の送達を受ける者の住所及び氏名(納税義務者が法人等である場合には、その名称)を記載する。</u></p> <p>(3) 標題の「<u>関税の加算税賦課決定通知書(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)</u>」の箇所には、<u>関税法第8条第3項((加算税の再賦課決定))に規定する再賦課決定を行う場合は、「賦課決定」の文字の前に「(再)」を挿入する。</u></p> <p>(4) 通知文本文中、条項の空白箇所及び「<u>過少申告・無申告</u>」の箇所は、その処分の別により、適用条項を記載するとともに、<u>不要の文字を抹消する。</u></p> <p><u>例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「・・・関税法第8条第2項、国税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第3項及び・・・」とし、関税の無申告加算税についてのみ再賦課決定を行う場合には、「・・・関税及び内国消費税等について、関税法第8条第3項、国税通則法第1条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第1項の規定・・・」とする。</u></p> <p>(5) 通知文のなお書中、「納付すべき税額又は還付する金額」の箇所は、処分</p>

新	旧																								
<p>の内容に応じ、不要の文字を抹消し、「平成 年 月 日」の箇所は、本通知書が発せられる日の翌日から起算して1月を経過する日を記載する。なお、本通知書の送達が当該加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の日(輸入の許可がある場合には当該輸入許可の日)以後に行われる場合には、当該箇所に続く最初の括弧書を抹消する。</p> <p>また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日)(納期限)までに、同封の納付書により納付して下さい。」の部分を抹消する。</p> <p>(6)「この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額」(以下「合計額表」という。)の各欄は、通知書の記の各欄の納付すべき税額又は還付する金額のそれぞれの合計額を記載する。また、合計額表中、「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となる内国消費税の名称を記載し、「<u>過少申告・無申告加算税</u>」及び「<u>重加算税</u>」の箇所並びに区分欄の記述は、処分の内容により、不要の文字を抹消するとともに、同表中に不要の欄があるときは、これを斜線で抹消する。なお、同表に記載された金額が還付する金額(再賦課決定により減少した税額)であるときは、その冠頭に 印を付す。</p> <p>(例) 関税の過少申告加算税に2千円の還付する金額がある場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">受入科目</th> <th style="text-align: center;">過少申告無申告加算税</th> <th style="text-align: center;">重加算税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額</td> <td style="text-align: center;">関 税</td> <td style="text-align: right;">2,000 円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ 税</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費税及び 地方消費税</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)「理由その他付記事項」の欄には、本賦課決定を行う起因となった関税等に係る申告又は処分について、次表により、その申告又は処分が行われた年月日、申告又は処分の名称及び当該申告又は処分の番号等を記載する。</p>	区 分	受入科目	過少申告 無申告加算税	重加算税	納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	2,000 円	円	_____ 税	/	/	消費税及び 地方消費税	/	/	<p>の内容に応じ、不要の文字を抹消し、「平成 年 月 日」の箇所は、本通知書が発せられる日の翌日から起算して1月を経過する日を記載する。なお、本通知書の送達が当該加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の日(輸入の許可がある場合には当該輸入許可の日)以後に行われる場合には、当該箇所に続く最初の括弧書を抹消する。</p> <p>また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日)(納期限)までに同封の納付書により納付して下さい。」の部分を抹消する。</p> <p>(6)「この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額」(以下「合計額表」という。)の各欄は、通知書の記の各欄の納付すべき税額又は還付する金額のそれぞれの合計額を記載する。また、合計額表中、「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となる内国消費税の名称を記載し、「<u>過少申告・無申告加算税</u>」の箇所及び区分欄の記述は、処分の内容により、不要の文字を抹消するとともに、同表中に不要の欄があるときは、これを斜線で抹消する。なお、同表に記載された金額が還付する金額(再賦課決定により減少した税額)であるときは、その冠頭に 印を付す。</p> <p>(例) 関税の過少申告加算税に2千円の還付する金額がある場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">受入科目</th> <th style="text-align: center;">過少申告無申告加算税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額</td> <td style="text-align: center;">関 税</td> <td style="text-align: right;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ 税</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費税・地 方消費税</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)「理由その他付記事項」の欄には、本賦課決定を行う起因となった関税等に係る申告又は処分について、次表により、その申告又は処分が行われた年月日、申告又は処分の名称及び当該申告又は処分の番号等を記載する。</p>	区 分	受入科目	過少申告 無申告加算税	納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	2,000 円	_____ 税	/	消費税・地 方消費税	/
区 分	受入科目	過少申告 無申告加算税	重加算税																						
納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	2,000 円	円																						
	_____ 税	/	/																						
	消費税及び 地方消費税	/	/																						
区 分	受入科目	過少申告 無申告加算税																							
納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	2,000 円																							
	_____ 税	/																							
	消費税・地 方消費税	/																							

新		旧	
申告又は処分	記載する文言	申告又は処分	記載する文言
(賦課決定) 修正申告 増額更正 決定	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 修正申告(修正申告番号) 更正(更正通知書番号) 決定(決定通知書番号) に対するものである。	(賦課決定) 修正申告 増額更正 決定	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 修正申告(修正申告番号) 更正(更正通知書番号) 決定(決定通知書番号) に対するものである。
(再賦課決定) 減額更正 既賦課決定の誤びゅう	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 賦課決定(既賦課決定通知書番号)に対して 平成 年 月 日付更正(更正通知書番号) に基づき当該賦課決定に誤びゅうがあった ため 、その決定内容を変更するために行うもので ある。	(再賦課決定) 減額更正 既賦課決定の誤びゅう	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 賦課決定(既賦課決定通知書番号)に対して 平成 年 月 日付更正(更正通知書番号) に基づき当該賦課決定に誤びゅうがあった ため 、その決定内容を変更するために行うもので ある。
<p>上表において、修正申告が関税法第7条の14第2項((補正による修正申告))の規定に基づく輸入許可前の補正による修正申告である場合には、修正申告番号に代え「補正による修正」と記載する。なお、システムによる修正申告の場合には当該申告に対応する枝番(例：/1)を併せて記載する。</p> <p>(8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。</p> <p>イ 「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名」欄には、括弧内に順次番号を付したうえ、本賦課決定の起因となった関税を課される貨物の輸入申告書の番号及び輸入申告年月日並びに品名を記載する。この場合において、当該貨物が特例申告された貨物である場合には、当該欄中「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日」を「特例申告書の番号及び特例申告の年月日」と訂正のうえ、必要事項を記載する。なお、当該貨物に複数の品目がある場合には代表的な品名に「等」を付して記載する。</p> <p>また、当該貨物について納税申告が行われていない場合には、同欄には本賦課決定の起因となった関税法第7条の16第2項に規定する決定に係る通知書の番号及び通知年月日並びに当該決定に係る貨物の品名を記載する。</p> <p>ロ 「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となる内国消費税の名称を記載する。</p>		<p>上表において、修正申告が関税法第7条の14第2項((補正による修正申告))の規定に基づく輸入許可前の補正による修正申告である場合には、修正申告番号に代え「補正による修正」と記載する。なお、システムによる修正申告の場合には当該申告に対応する枝番(例：/1)を併せて記載する。</p> <p>(8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。</p> <p>イ 「輸入申告書の番号及び輸入申告の月日並びに品名」欄には、括弧内に順次番号を付したうえ、本賦課決定の起因となった関税を課される貨物の輸入申告書の番号及び輸入申告年月日並びに品名を記載する。この場合において、当該貨物が特例申告された貨物である場合には、当該欄中「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日」を「特例申告書の番号及び特例申告の年月日」と訂正のうえ、必要事項を記載する。なお、当該貨物に複数の品目がある場合には代表的な品名に「等」を付して記載する。</p> <p>また、当該貨物について納税申告が行われていない場合には、同欄には本賦課決定の起因となった関税法第7条の16第2項に規定する決定に係る通知書の番号及び通知年月日並びに当該決定に係る貨物の品名を記載する。</p> <p>ロ 「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となる内国消費税の名称を記載する。</p>	

新	旧
<p>八 「加算税の種類、率」欄の「<u>過少・無申告加算税()</u>」の行に対応する各欄(「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「<u>加算税の額</u>」欄)には、<u>関税法第12条の2第1項</u>((過少申告加算税))に規定する過少申告加算税(通常分)又は同法第12条の3((無申告加算税))に規定する無申告加算税のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。</p> <p>「加算税の種類、率」欄の「<u>過少・無申告加算税(加算分)(5%)</u>」の行に対応する各欄(「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「<u>加算税の額</u>」欄)には、<u>関税法第12条の2第2項</u>に規定する過少申告加算税(加算分)に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「<u> </u>」及び「<u> </u>」欄は一括して斜線で抹消する。</p> <p>また、「加算税の種類、率」欄の「<u>重加算税()</u>」の行に対応する各欄(「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「<u>加算税の額</u>」欄)には、<u>関税法第12条の4</u>((重加算税))に規定する重加算税に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「<u> </u>」「<u> </u>」「<u> </u>」及び「<u> </u>」欄を、過少申告加算税(通常分)又は無申告加算税のいずれも適用がない場合には、「<u> </u>」「<u> </u>」「<u> </u>」「<u> </u>」「<u> </u>」及び「<u> </u>」欄を一括して抹消する。</p> <p>二 「加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)」欄の各欄には、<u>各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第12条の2第5項、第12条の3第4項又は第12条の4第3項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。</u></p> <p>なお、<u>関税法第8条第3項の規定に基づく再賦課決定により加算税を減額する場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)を「<u> </u>」「<u> </u>」及び「<u> </u>」欄下部の括弧内に併せて記載する。</u></p> <p>ホ 「加算税の額」欄(「<u> </u>」「<u> </u>」又は「<u> </u>」欄)には、「<u> </u>」「<u> </u>」又は「<u> </u>」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、<u>関税法第12条の2第5項、第12条の3第4項又は第12条の4第3項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。</u></p> <p>また、「加算税の額」欄中括弧(「<u> × %</u>」)内及び「加算税の額」</p>	<p>八 「加算税の種類、率」欄の<u>上段</u>に対応する各欄(「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「<u>加算税の額</u>」欄)には、<u>関税法第12条の2</u>((過少申告加算税))に規定する過少申告加算税(通常分)又は同法第12条の3((無申告加算税))に規定する無申告加算税のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。</p> <p>また、「加算税の種類、率」欄の<u>下段</u>に対応する各欄(「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「<u>加算税の額</u>」欄)には、<u>関税法第12条の2第2項</u>に規定する過少申告加算税(加算分)に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「<u> </u>」欄及び「<u> </u>」欄は一括して斜線で抹消する。</p> <p>二 「加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)」欄のうち「<u> </u>」欄には、<u>過少申告加算税(通常分)又は無申告加算税の計算の基礎となる本税額について、「<u> </u>」欄には、過少申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第12条の2第5項及び第12条の3第2項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。</u></p> <p>なお、<u>関税法第8条第3項の規定に基づく再賦課決定の場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)を「<u> </u>」及び「<u> </u>」欄下部の括弧内に併せて記載する。</u></p> <p>ホ 「加算税の額」欄(「<u> </u>」又は「<u> </u>」欄)には、「<u> </u>」又は「<u> </u>」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、<u>関税法第12条の2第5項及び第12条の3第2項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。</u></p> <p>また、<u>最上段の「<u> </u>」欄中括弧(「<u> × %</u>」)内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。</u></p>

新	旧
<p>欄中括弧(「 × %」)内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。</p> <p>△ 「既確定加算税額」欄(「 」又は「 」欄)には、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づき加算税の賦課決定の減額の変更の賦課決定を行う場合において、変更しようとする加算税の賦課決定により既に確定している加算税額を記載する。なお、同条第 2 項の規定に基づき賦課決定を行う場合には、同欄は斜線で抹消する。</p> <p>ト 「この通知により納付すべき(減少する)加算税の額」欄の「<u>過少・無申告加算税(%)</u>」の行(「 」欄)には、「 」欄に記載した金額又は「 」及び「 」欄に記載した金額の合計額について関税法第 12 条の 2 第 5 項又は第 12 条の 3 第 4 項の規定により端数処理を行った後の金額と「 」欄に掲げた金額との差額を記載する。また、「この通知により納付すべき(減少する)加算税の額」欄の「<u>重加算税(%)</u>」の行(「 」欄)には、「 」欄に記載した金額について関税法第 12 条の 4 第 3 項の規定により端数処理を行った後の金額と「 」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「 」欄に記載した金額若しくは「 」及び「 」欄に記載した金額の合計額又は「 」欄に記載した金額をそれぞれ上記のとおり端数処理を行った後の金額を、「 」又は「 」欄に記載した金額が上回る場合(この通知により加算税の額が減少する場合)には、差額の冠頭に を付して記載する。</p> <p>チ この通知書と「<u>関税の加算税賦課決定通知書(つづき)</u>」(C - 1045 - 2)との間及び同つづきが 2 枚以上となる場合の各つづきの間は、通知書を発する際、収納印で割印する。</p>	<p>△ 「<u>加算税の確定税額</u>」欄(「 」欄)には、「 」及び「 」欄に記載した金額を合計し、その合計額について、関税法第 12 条の 2 第 5 項又は同法第 12 条の 3 第 2 項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。</p> <p>ト 「既確定加算税額」欄(「 」欄)には、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づき加算税の変更決定を行う場合において、変更しようとする加算税の賦課決定により既に確定している加算税額を記載する。なお、同条第 2 項の規定に基づき賦課決定を行う場合には、同欄は斜線で抹消する。</p> <p>チ 「この通知により納付すべき(減少する)加算税の額」欄(「 」欄)には、「 」欄に記載した金額と「 」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「 」欄に記載した金額を「 」欄に記載した金額が上回る場合(この通知により加算税の額が減少する場合)には、差額の冠頭に を付して記載する。</p> <p>リ この通知書と「<u>関税の加算税賦課決定通知書(つづき)</u>」(C - 1045 - 2)との間及び同つづきが 2 枚以上となる場合の各つづきの間は、通知書を発する際、収納印で割印する。</p>